

# 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の趣旨

本計画は、平成27年9月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）の施行、平成29年9月に実施した男女平等参画社会に関する市民意識調査の結果及び事業の進行状況を踏まえ、佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】を承継し、男女平等参画社会形成の促進のための取組の方向性を定めるものです。

当該計画の取組は、市の個別計画とも密接に関連するものであります。本計画において基盤となる理念を示しつつ、個々の事業については、各個別計画との連携により推進されるものです。

### 2. 計画の性格と位置づけ

- ・国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものです。
- ・国の「男女共同参画基本計画」及び県の「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、市の最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく推進計画としても位置づけています。

### 3. 計画の期間

令和2年度から令和13年度までの12年間（中間見直しあり）

### 4. 計画の目標値

中長期的な視点で施策の効果を図るための目標値を、基本目標ごとに設定しました。内容は、当課で実施している『男女平等参画社会に関する市民意識調査』の指標が中心で、基本目標Ⅰに5つ、基本目標Ⅱに7つ、基本目標Ⅲに4つ、基本目標Ⅳに2つの評価指標を設定しました。

### 5. 計画の進行管理

本計画の取組みを高い実効性を持って推進していくために、毎年度、各事業の実施状況等を把握し、庁内推進組織により全庁的な情報共有と連携を進めます。そして、佐倉市男女平等参画審議会において、各事業の実施状況を評価し、評価結果を施策に反映させます。

また、男女平等参画に関する市民意識調査を定期的に行い、市民の意識を調査・分析し、本計画の目標の達成度を測り、男女平等参画推進のための資料として活用します。各事業の実施状況や評価結果については、市ホームページ等を活用して、広く公表します。

## 第2章 計画の内容

本計画では、中長期的に取り組むべき柱として4つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに個別課題・施策の方向性を明らかにし、取組を進めます。

また、市民意識調査の結果や事業の進行状況等をもとに、市が重点的に取り組むべき事項として6つの「重点事項」を定め、事業として具体化し、積極的に取り組みます。

### 【基本目標】

I. 人権の尊重

II. あらゆる場への男女平等参画の推進

III. 安心して暮らせるまちづくり

IV. 推進体制の整備・充実

### 【重点事項】

重点事項	現状・課題等
ドメスティック・バイオレンス（DV） 対策の取組強化	DV被害の経験がある市民のうち、誰にも相談しなかったと回答した人が69%を占めている。 （※市民意識調査）
固定的な性別役割分担意識の解消	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」（「どちらともいえない」を含む）と答えた人が45.7%を占め、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。（※市民意識調査）
男女平等教育の推進	男女平等の意識づくりは、長期的な視点で取り組む必要があり、子どもの学校教育の段階から、男女平等の視点に立った教育を進めることが重要である。
政策・方針決定への女性の参画の促進	平成31年4月1日時点の市の各種審議会・委員会等の女性委員比率28.2%（目標値35%）。
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）の推進	理想として、仕事・家庭生活・地域生活を共に優先したい人が22.1%と多い一方、実際に優先できている人は6.3%と少なく、現実とのギャップがある。 （※市民意識調査）
多様な子育て環境の整備と情報の提供	男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策として、62.5%の市民が「子育てをしやすい環境整備」と回答している。（※市民意識調査）

※上記の図でいう市民意識調査とは、平成29年度に自治人権推進課で実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」のことを指します。

## 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の体系

基本目標	個別課題	施策の方向
<b>I 人権の尊重</b>	A 人権侵害のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人権侵害を許さない社会環境づくり</li> <li>② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止</li> <li>③ 国際理解・文化交流の促進</li> </ul>
	B 性差によるあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① DV防止への取組強化</li> <li>② DVに関する相談・支援体制の充実</li> <li>③ 関係機関との連携強化</li> <li>④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進</li> </ul>
	C 男女平等の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し</li> <li>② 男女平等推進のための意識啓発</li> <li>③ 男女平等参画関連情報の収集、提供</li> </ul>
	D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女平等教育の推進</li> <li>② 教職員への男女平等意識の醸成</li> </ul>
<b>II あらゆる場への男女平等参画の推進</b>	E 意思決定過程における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政策・方針決定への女性の参画の促進</li> <li>② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進</li> <li>③ 市役所における管理職などへの女性の積極的登用</li> </ul>
	F 職場における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善</li> <li>② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透</li> <li>③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援</li> <li>④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進</li> </ul>
	G 家庭における男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭における男女平等参画意識の浸透</li> <li>② 多様な子育て環境の整備と情報の提供</li> <li>③ 介護に関する環境の整備と情報の提供</li> </ul>
	H 地域活動への男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供</li> <li>② 市民団体などへの支援及び交流促進</li> <li>③ 市民協働による男女平等参画の推進</li> </ul>
<b>III 安心して暮らせるまちづくり</b>	I 生涯にわたる心と体の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 性差に配慮した医療・保健の促進</li> <li>② ライフステージに応じた健康づくりの促進</li> </ul>
	J 安全・安心な社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心して妊娠・出産できる環境整備</li> <li>② 子どもの健全育成の推進</li> <li>③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実</li> <li>④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進</li> <li>⑤ ひとり親家庭等への支援</li> <li>⑥ ひきこもりの状態にある人への支援</li> </ul>
<b>IV 推進体制の整備・充実</b>	K 庁内推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 庁内推進組織の充実</li> <li>② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発</li> <li>③ 男女平等参画推進センターの充実</li> </ul>
	L 国・県・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国・県・近隣自治体との連携</li> <li>② 関係機関・団体との協働・連携</li> </ul>